

議案第 7 1 号

前橋市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の改正について

令和 5 年 6 月 1 3 日提出

前橋市長 山 本 龍

前橋市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

前橋市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成 7 年前橋市条例第 4 号）の一部を次のように改正する。

第 1 1 条中「介護時間」の次に「、子育て部分休暇」を加える。

第 1 5 条の 2 の次に次の 1 条を加える。

（子育て部分休暇）

第 1 5 条の 3 子育て部分休暇は、職員が小学校（義務教育学校の前期課程を含む。）就学の始期から満 9 歳に達する日以後の最初の 3 月 3 1 日までの間にある子（当該職員との間において、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成 3 年法律第 1 1 0 号）に基づく育児休業等の対象となる子と同様の関係にある子をいう。）を養育するため、1 日の勤務時間の一部につき勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。

2 子育て部分休暇の時間は、1 日につき 2 時間を超えない範囲内で必要と認められる時間とする。

3 前条第 3 項の規定は、子育て部分休暇について準用する。

第 1 7 条第 1 項中「及び介護時間」を「、介護時間及び子育て部分休暇」に改める。

附 則

この条例は、令和 5 年 7 月 1 日から施行する。